

Quality Report

監査品質のマネジメント
に関する年次報告書

2024

暁 監査法人

01 監査品質向上に向けた取組及び法人概要 2

監査事務所の最高責任者からのメッセージ 2

監査法人概要 3

02 経営管理の状況等 4

1 品質管理基盤 4

2 組織・ガバナンス基盤 7

3 人的基盤 8

4 IT基盤 9

5 財務基盤 10

6 国際対応基盤 11

7 その他 11

03 監査法人のガバナンス・コードへの対応状況 12

監査事務所の最高責任者からのメッセージ

当監査法人に従事する社員・職員は、社会のニーズ・関与先様のニーズに的確に応えられるよう常にプロ意識に徹して研鑽に励む公認会計士の集団であります。会計監査という厳正な仕事のなかにおいて、関与先様とのコミュニケーションを密にし、企業管理体制の充実、企業の成長発展に些かなりとも役立ちたいと考えております。具体的には、当法人は小規模であるものの、法人内での意思疎通が十分機能しやすく、監査業務で得られた多くの経験を組織内に浸透させる事が可能であります。そうした中、監査業務を軸に置き、社会の期待に継続的に応えることを常に念頭におき、自らの成長を経済社会への貢献を同軸で目指せる組織体制を主眼としております。

暁監査法人
統括代表社員 中井 学

当監査法人は、関西圏を中心に業務を展開する小規模の監査法人であります。設立以来、社会の期待に応えるため高品質のサービスを提供してまいりました。また、日本公認会計士協会等から公表されております各種規則に則り、誠実性、公平性、職業的専門家としての能力及び正当な注意義務、職業的専門家としての行動といった原則に従って行動するほか、独立性や利益相反の規範を遵守しております。また、当法人では行動指針を作成し、法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方について組織的に浸透するための施策を機能させております。

経営理念

1. クライアントへのサービス提供に際し、プロフェッショナルの視点を常に心がけること。
2. 業務拡大を優先せず、高いサービスができる体制を維持すること。
3. 組織に属する社員・スタッフが質の高い業務を展開できるよう組織的にバックアップすること。

監査法人概要



名称	暁監査法人
沿革	平成8年4月1日 大阪市中央区にて設立 平成31年4月 兵庫県西宮市に事務所を移転するとともに、従たる事務所として大阪事務所を大阪市中央区に設置 平成28年8月 従たる事務所として東京事務所を東京都中央区に設置 令和4年10月 東京事務所を東京都千代田区に移転後、同事務所を令和6年3月31日閉鎖
人員構成	代表社員5名、社員1名、監査スタッフ6名、その他職員2名 (令和7年3月31日現在)
監査対象会社の属性	金商法・会社法監査1社、労働組合法監査6、その他任意監査1社 (令和7年3月31日現在)

1 品質管理基盤

(1) 品質管理の取組み

当監査法人は、社員及び職員の職業的専門家としての能力を組織的な運営体制のもと一致団結し、監査品質の向上に向けて、組織的な対応力を強化するような体制を維持・構築しております。また、当監査法人では、監査の品質を維持向上させるために以下の体制を構築しております。

(2) 品質管理の体制

当監査法人では、高い品質の監査水準を維持するために品質管理委員会を設置しております。品質管理委員会は、業務に役立つ研修の実施、監査ツールの作成及び開発、監査現場から得られた問題事項の組織への浸透、関連規則への対応等多方面から監査チームをサポートしております。

(3) 職業倫理及び独立性

当監査法人は、法人及び法人の構成員が職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、日本公認会計士協会の倫理規則等に基づき、職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定めております。また、法人及び法人の構成員が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、企業会計審議会が公表しております「監査に関する品質管理基準」等に準拠して、独立性の保持のための方針及び手続を定め、これらを遵守しております。独立性に関しては当監査法人及び法人の構成員が漏れなく、倫理規則等で定める独立性の規定を遵守していることを確認するため、定期的に独立性の保持のため、「監査人の独立性チェックリスト」により利害関係の有無を調査し、提出を求めています。また、新規に監査契約を受嘱する際には、その都度利害関係の有無を確認しております。さらに、公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の関与先の監査業務については、公認会計士法及び倫理規則等に準拠した規程を定め、業務執行社員及び審査担当社員等に対してローテーション計画を作成し、管理しております。

（４）監査契約の締結

当監査法人は、監査契約の新規の締結及び更新の際、監査契約の承認に関する規定に基づき、独立性をチェックするとともに、不正リスクを含むリスク評価を実施した上で、適切に受嘱の可否を決定しております。その際、リスクのレベルについては、適用しようとする財務報告の枠組みの受入可能性、被監査会社の財政状態及び経営成績、経営者の誠実性、監査予定時間や人的資源の確保を含む監査チームの能力と適性等の観点から評価を行っております。具体的には、予備調査、背景調査さらに交代理由等に関して入手すべき情報と検討項目だけでなく承認部署等の方針及び手続を定めております。さらに、当監査法人の有する監査資源とのバランスを慎重に検討し、契約の可否を判断し、当法人が締結するすべての監査契約の監査品質を維持しております。

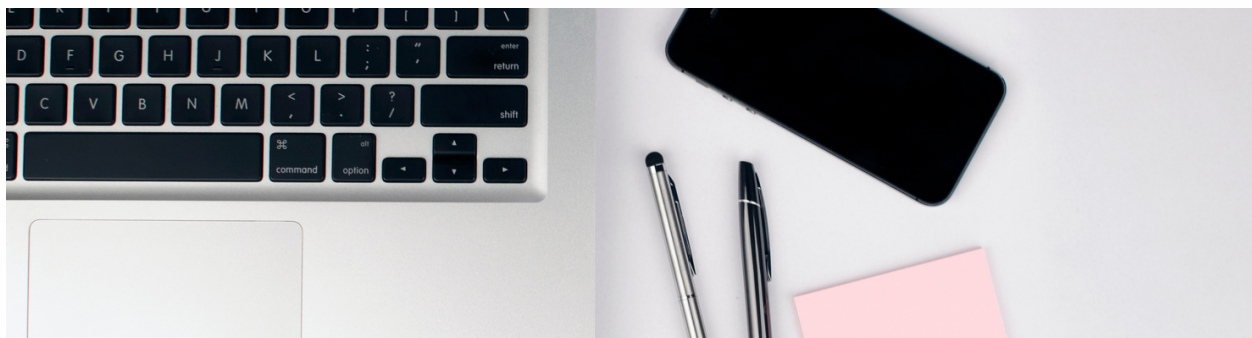


（５）監査業務の実施

当監査法人は、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続を定め、品質管理委員会から法人の構成員に適時かつ的確に情報を伝達するとともに、監査責任者等により適切な指示及び指導を行っております。また、実施した作業に関する適切な監査調書が作成・記録されていることについて、業務執行社員が監査調書の査閲を通じて確認する体制を整備しております。監査調書の整理・管理及び保存についても、品質管理の方針及び手続を定め、これに準拠して監査業務を遂行しております。

（６）審査の体制

監査業務に対する審査は、監査チーム構成員とは別に選任された審査担当社員が、監査チームが行った監査手続や監査上の判断を客観的な視点から検証しております。また、当監査法人では、監査意見を形成する過程で、重要な事項については事前審査制度を設け、期末日付近に新たな論点や予見しない結論が発生するリスクを回避しております。具体的には審査の実施時期や審査担当者が査閲すべき監査調書の範囲を定め、審査の実効性を確保する体制を構築しております。



（７）専門的な見解の問合せ

当監査法人は、専門的な見解の問合せ先について、能力及び経験から総合的に判断した上で選任するとともに、専門的な見解の問合せが必要な事項を定めております。また、該当する事項が生じた際には、専門家の見解を入手することを義務付けております。

（８）品質管理システムの監視

当監査法人では、品質管理システムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するため、品質管理システムの監視委員会によるモニタリング活動を行っています。品質管理システムの監視委員会は、監査事務所としての品質管理システムが適切に整備され、有効に運用されていることを日々継続的に監視する日常的モニタリング活動を実施するとともに、所定の品質管理の方針及び手続に準拠して個々の監査業務が実施されているか否かを検証する定期的なモニタリング活動を実施しております。日常的モニタリング活動では、基準及び法令等の品質管理システムへの反映状況、独立性保持の手続の実施状況、職業的専門家としての能力開発状況、監査契約の新規締結及び更新の状況などを検討しております。定期的なモニタリング活動では、品質管理のシステムの監視委員会の委員が、監査業務を検証の対象として選定し、実施しております。

（９）内部通報等への対応

内部及び外部からの通報は、早期に被監査会社等における不正の兆候を発見することが可能になることがあります。被監査会社等の役職員が、不正に関わる情報についての通報を自発的・積極的に行うためには、通報者の立場・利益が確実に擁護されることが担保され、自発的な通報を行うモチベーションが担保されるような仕組みの制度設計・整備・運用が不可欠と考えます。当監査法人では、内部通報等の窓口としてホットラインをホームページ内に設け、通報内容を品質管理委員会に伝達するものとしています。その際、通報者の保護を配慮し慎重に扱うこととしております。

2 組織・ガバナンス基盤

(1) ガバナンスに対する考え方

当監査法人は、監査品質の確保とその持続的な向上を果たすべく、売上至上主義を目指しておらず、既存のクライアントへのサービスを最重視するとともに、小規模な組織の特性を生かし、構成員の情報共有及び意思の疎通がスムーズになされ、その結果、監査法人全体としての専門的能力を高めることに寄与することが可能となっております。また、会計監査の品質の確保及びその持続的な向上を図る観点から、統括代表社員をトップとし、経営意思決定機関としての社員会、さらに監査業務の品質を確保するために品質管理委員会の設置及び品質管理システムの監視委員会による監視機能も構築しております。

(2) 組織の体制

当監査法人の組織体制といたしましては、法人全体の意思決定機関たる社員会、品質管理全般を統括する機関としての品質管理委員会及び品質管理システムの監視機関としての品質管理システムの監視委員会を設置しており、その他倫理委員会等も整備・運用しております。このうち最高意思決定機関としての社員会では、経営理念・経営方針・業務執行社員及び審査担当社員の選任・監査等契約の承認または非承認等が決議され、また品質管理委員会及び品質管理システムの監視委員会においては、品質管理全般に関する統括・監査マニュアル等の整備・専門的な見解の問合せのみならず日常的モニタリング活動及び定期的なモニタリング活動に関する統括的な管理が実施される体制を構築しております。

(3) 経営機関と監査スタッフとの意思疎通

当監査法人では、監査品質を一定水準に保つため、経営機関が経営機能を発揮することの重要性を認識しており、経営機関の長としての統括代表社員が構成員に対し定期的に重要な事項をメッセージ発信することにより、組織内の情報格差の回避及び組織全体としての一体性を強固なものとする体制を構築しております。また監査現場で得られた重要な情報は業務執行社員から意思決定機関である社員会へと共有され、迅速な意思決定に活用できる体制を構築しております。

(4) 非監査業務の提供の方針

当監査法人では、監査人の独立性を維持する観点から、監査契約の相手先に対して非監査業務の提供は実施しない方針であります。また、働き方の選択を制限してはならないとする働き方改革の趣旨も斟酌し、当監査法人の構成員には兼業や副業を認めておりますが、そこで得られた知識や経験が、監査法人での業務にプラスの効果を発揮できる体制を採用しており、そこでは業務にマイナスの影響がでないことを前提としております。さらに、これらの方針に対して、利害関係の有無及び独立性に対する懸念がないことを定期的に確認する体制を構築しております。

3 人的基盤



（１）構成員の状況

当監査法人は、専門要員であります社員及び監査スタッフ、さらに事務職員等で構成されております。また専門要員につきましては、従事する業務を適正に遂行する能力があるか否かを判別した上で監査チームを構成しております。当監査法人は監査経験年数が重厚な者で構成されており、監査等を通して提供するサービスを常に高い水準を維持するよう心がけております。

（２）人材育成

監査業務における品質管理を適正な水準に維持させるためには、当監査法人に所属する構成員による自己研鑽のみならず、組織として一定のレベルを維持するための研修も含めた人材育成体制を整備することは非常に重要であるものと考えております。そのため当監査法人では専門要員に対し、年間40単位以上の研修受講義務を定めるだけでなく、法人指定の必要な研修の履修を受講する体制を構築しております。こうした研修により、当監査法人の専門要員は、最新の会計及び監査諸制度に対する理解が深められ、監査業務の品質の向上だけでなく、社会的使命を果たすべく意識への働きかけが可能となり、組織としての監査に対するあるべき風土の醸成が可能となるものと考えております。

（３）人事評価

当監査法人の専門要員に対する人事評価につきましては、専門要員の一人ひとりが非常に重要な責任のある業務を担うことから、品質管理に対する意識の高さを評価基準としつつ、組織の維持発展に向けた取組みや監査業務に対する職業的専門家としての姿勢に重点を置いております。こうした評価結果は昇進や継続的に当監査法人の専門要員として業務を実施しうるかの観点も踏まえ、総合的に評価する体制を構築しております。

4 IT基盤



（1）情報セキュリティ

当監査法人は、監査業務の遂行に際し、適切な情報セキュリティを実践することの重要性を認識しており、セキュリティ・ポリシーを初め各種情報セキュリティ関連規則を定めております。これにより、情報漏洩、不正利用等の防止施策を整備・運用し、監査業務で入手した各種情報は法人外へ漏洩することのないようにしております。またすべての構成員に対し、情報セキュリティ関連規則の理解及び遵守している旨の誓約書の提出を義務付けるとともに、定期的にモニタリングを実施することにより、情報セキュリティ関連規則の遵守状況を確認しております。

（2）監査調書の電子化

当監査法人は、監査調書の作成や保管を効率的に遂行するため、監査調書の電子化を行っており、これにより、監査調書の整理・管理及び保存が電磁的な方法で運用されるため、電子化された監査調書は、最終的な整理完了日以降、修正・改竄ができない仕組みになっております。

5 財務基盤



(1) 売上高

当監査法人は、監査証明業務を中心に行っており、過去3年間の売上高及び売上高に占める監査証明業務の割合は下記のとおりであります。

2023年3月期

監査業務 24,244千円 (65%)、非監査業務13,293千円 (35%)、合計37,537千円

2024年3月期

監査業務 27,153千円 (67%)、非監査業務13,332千円 (33%)、合計40,485千円

2025年3月期

監査業務 31,240千円 (69%)、非監査業務13,736千円 (31%)、合計44,976千円

(2) 報酬依存度

当監査法人は、被監査会社からの独立性を維持するために、報酬依存度について定期的に調査しており、社会的影響度の高い事業体のうちの特定の被監査会社で、報酬依存度が15%を超える会社はありません。従いまして、当監査法人において、特定の被監査会社からの報酬のうち、報酬依存度に大きな影響を与えているものではありません。

6 国際対応基盤

当監査法人では、海外子会社を有する被監査会社については、必要に応じて海外子会社等の監査を実施する等の対応をしております。

また、当監査法人は、取り扱う業務の量及び質的観点から、グローバルネットワーク等へは加入しておりません。

7 その他

（１）被監査会社及び資本市場の参加者等との実効性のある意見交換

当監査法人は、被監査会社の経営者及び監査役等と定期的にコミュニケーションを実施する体制をとっております。それにより監査に関する情報の共有にとどまらず、世界経済及び金融情勢や地政学的なリスク等も含めたマクロ的な観点での深度ある意見交換が可能となっております。こうした情報は監査チーム全体で共有することによって、適正な監査業務の実施に寄与しているものと考えております。また、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換に関しましては、必要に応じてそうした場を設け、上場会社等監査人登録制度への移行等監査制度関連事項に加え、当監査法人に対して期待する役割等について協議し当監査法人の品質管理やガバナンス体制への反映の可否等を検討することとしております。

（２）当監査法人の説明責任

監査品質への高い意識やその詳細について説明責任を果たすことは、監査業務という経済社会のインフラを担う立場におきまして、我々監査法人の責務であることを強く認識しております。また、説明責任を果たすことで、双方向の情報共有が図られ、監査品質にフィードバック効果として発揮されるものと期待しております。こうした効果を享受すべく、当監査法人は、監査品質に関する報告書として、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書（公認会計士法施行規則第95条）」を、さらに、組織的な運営についての「監査法人のガバナンス・コードの適用状況（公認会計士法施行規則第96条）」におきましては、すべての項目を原則適用する方針を採用しており、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、一般に閲覧可能な文書等で開示することにより、積極的な意見交換の場を提供することとしております。

原則1 「監査法人が果たすべき役割」

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

	指針	当法人の適用状況
指針1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当監査法人は、監査の専門家として社会的使命を全うするため監査業務を通じて、社会に貢献することを経営方針としており、さらに「監査の品質管理規程」を制定し、法人の統括代表社員によるトップメッセージを通じて品質管理に関する適切な方針及び手続を浸透させ、組織全体として高い規律を維持し品質管理システムが適正に整備及び運用される仕組みを構築しております。
指針1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当監査法人は、経営理念及び行動指針を作成し、専門要員を含む法人の構成員に対し周知するとともに、品質管理システムに対する高い意識を浸透させるため、統括代表社員によるトップメッセージの発信及び浸透度に関するアンケートの回収を行っております。
指針1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	当監査法人では、専門要員の評価指針として人事評価基準を定めており、そこでは研修の積極的な参加及び履修の状況や監査品質の向上への取組みを重要な評価項目とするとともに、定期的に面談を実施し、業務の適正な実施に向けて組織全体として取組方針を採用しております。
指針1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当監査法人は規模的にも構成員全体の顔が見える環境下での業務の実施が可能であり、これを生かして最新の情報の共有や問題点の把握及び組織の文化や組織風土を醸成しております。さらに専門要員に対し、業務に必要な研修項目を指定し、その受講を義務付けており、監査品質維持のための機会を提供しております。

	指針	当法人の適用状況
指針 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対策を講じているかを明らかにすべきである。	当監査法人は監査業務を中心としつつ、非監査業務についても業務の品質を損なわない範囲で受嘱する方針としております。また、被監査会社に対しては非監査業務への提供は行わない方針を採用しております。さらに社員及び職員の兼業・副業については、利益相反等の懸念がないことを条件として法人の業務に支障が及ばない範囲で認めております。
指針 1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	当法人は、グローバルネットワークへの加盟及び他の法人等との包括的な業務提携等を通じてのグループ経営は行っておりません。

原則2 [組織体制]

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

	指針	当法人の適用状況
指針2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当監査法人の組織体制といたしましては、法人全体の意思決定機関たる社員会、品質管理全般を統括する機関としての品質管理委員会及び品質管理システムの監視機関としての品質管理システムの監視委員会を設置しており、その他倫理委員会等も整備・運用しております。このうち最高意思決定機関としての社員会では、経営理念・経営方針・業務執行社員及び審査担当社員の選任・監査等契約の承認または非承認等が決議され、また品質管理委員会及び品質管理システムの監視委員会においては、品質管理全般に関する統括・監査マニュアル等の整備・専門的な見解の問合せのみならず日常的モニタリング活動及び定期的なモニタリング活動に関する統括的な管理が実施される体制を構築しております。

	指針	当法人の適用状況
指針2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	
	・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	当監査法人の組織体制といたしましては、法人全体の意思決定機関たる社員会、品質管理全般を統括する機関としての品質管理委員会及び品質管理システムの監視機関としての品質管理システムの監視委員会を設置しており、その他倫理委員会等も整備・運用しております。このうち最高意思決定機関としての社員会では、経営理念・経営方針・業務執行社員及び審査担当社員の選任・監査等契約の承認または非承認等が決議され、また品質管理委員会及び品質管理システムの監視委員会においては、品質管理全般に関する統括・監査マニュアル等の整備・専門的な見解の問合せのみならず日常的モニタリング活動及び定期的なモニタリング活動に関する統括的な管理が実施される体制を構築しております。
	・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	当監査法人は、被監査会社の経営者及び監査役等と定期的にコミュニケーションを実施する体制をとっております。それにより監査に関する情報の共有にとどまらず、世界経済及び金融情勢や地政学的なリスク等も含めたマクロ的な観点での深度ある意見交換が可能となっております。こうした情報は監査チーム全体で共有することによって、適正な監査業務の実施に寄与しているものと考えております。また、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換に関しましては、必要に応じてそうした場を設け、上場会社等監査人登録制度への移行等監査制度関連事項に加え、当監査法人に対して期待する役割等について協議し当監査法人の品質管理やガバナンス体制への反映の可否等を検討することとしております。

	指針	当法人の適用状況
指針2-2	・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	監査業務における品質管理を適正な水準に維持させるためには、当監査法人に帰属する構成員による自己研鑽のみならず、組織として一定のレベルを維持するための研修も含めた人材育成体制を整備することは非常に重要であるものと考えております。そのため当監査法人では専門要員に対し、年間40単位以上の研修受講義務を定めるだけでなく、法人指定の必要な研修の履修を受講する体制を構築しております。こうした研修により、当監査法人の専門要員は、最新の会計及び監査諸制度に対する理解が深められ、監査業務の品質の向上だけでなく、社会的使命を果たすべく意識への働きかけが可能となり、組織としての監査に対する組織風土の醸成が可能となるものと考えております。また、当法人の専門要員に対する人事評価は、専門要員の一人ひとりには非常に重要な責任のある業務を担うことから、品質管理に対する意識の高さを評価基準としつつ、組織の維持発展に向けた取り組みや監査業務に対する職業的専門家としての姿勢に重点を置いております。こうした評価結果は昇進や継続的に当監査法人の専門要員として業務を実施しうるかの観点も踏まえ、総合的に評価する体制を構築しております。
	・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む）に係る検討・整備	当監査法人は、監査業務の遂行に際し、適切な情報セキュリティを実践することの重要性を認識しており、セキュリティ・ポリシーを初め各種情報セキュリティ関連規則を定めております。これにより、情報漏洩、不正利用等の防止施策を整備・運用し、監査業務で入手した各種情報は法人外へ漏洩することのないようにしております。またすべての構成員に対し、情報セキュリティ関連規則の理解及び遵守している旨の誓約書の提出を義務付けるとともに、定期的にモニタリングを実施することにより、情報セキュリティ関連規則の遵守状況を確認しております。
指針2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	当法人の専門要員に対する人事評価につきましては、専門要員の一人ひとりが非常に重要な責任のある業務を担うことから、品質管理に対する意識の高さを評価基準としつつ、組織の維持発展に向けた取り組みや監査業務に対する職業的専門家としての姿勢に重点を置いております。こうした評価結果は昇進や継続的に当監査法人の専門要員として業務を実施しうるかの観点も踏まえ、総合的に評価する体制を構築しております。

原則3 [組織体制]

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

	指針	当法人の適用状況
指針3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	当監査法人は、監督・評価機関を設け、企業や他の監査法人における組織的な運営の経験、資本市場の参加者としての視点や監査の知見などを有する、独立性を有する外部の第三者の知見を活用する体制を構築しております。
指針3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	当監査法人は、当監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する者を選任しており、その者に期待する役割は指針3-3に記載しております。
指針3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	当監査法人では、選任された独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する者について、文書にてその役割を明確化するとともに、その実効性を検証する体制を構築しております。
	・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言	
	・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与	
	・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与	
	・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	
	・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与	
	・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	

	指針	当法人の適用状況
指針3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	当監査法人では、独立性を有する第三者を業務運営上の会議等に参加させること等を通じて、創意工夫して独立性の知見を活用する体制を構築しております。

原則4 「業務運営」

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

	指針	当法人の適用状況
指針4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	当監査法人では、監査品質を一定水準に保つため、経営機関が経営機能を発揮することの重要性を認識しており、経営機関の長としての統括代表社員が構成員に対し定期的に重要な事項をメッセージ発信することにより、組織内の情報格差の回避及び組織全体としての一体性を強固なものとする体制を構築しております。また監査現場で得られた重要な情報は業務執行社員から意思決定機関である社員会へと共有され、迅速な意思決定に活用できる体制を構築しております。
指針4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	当監査法人の専門要員に対する人事評価につきましては、専門要員の一人ひとりが非常に重要な責任のある業務を担うことから、品質管理に対する意識の高さを評価基準としつつ、組織の維持発展に向けた取組みや監査業務に対する職業的専門家としての姿勢に重点を置いております。こうした評価結果は昇進や継続的に当監査法人の専門要員として業務を実施しうるかの観点も踏まえ、総合的に評価する体制を構築しております。

	指針	当法人の適用状況
指針4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	
	・ 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	当監査法人は、社員を含む専門要員における幅広い知見や経験を考慮し、品質管理、研修、IT等情報システムにおける各分野において、適正な者を選任する体制を構築しております。
	・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	当監査法人の専門要員は、監査業務のみならず、非監査業務への従事实績も有し、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられております。
	・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	当監査法人の専門要員は、監査業務のみならず、非監査業務への従事实績も有し、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられており、各業務で得られた有益な情報や経験を組織内で活用する体制がとられております。
	・ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	監査業務における品質管理を適正な水準に維持させるためには、当監査法人に所属する構成員による自己研鑽のみならず、組織として一定のレベルを維持するための研修も含めた人材育成体制を整備することは非常に重要でだと考えております。そのため当監査法人では専門要員に対し、年間40単位以上の研修受講義務を定めるだけでなく、法人指定の必要な研修の履修を受講する体制を構築しております。こうした研修により、当監査法人の専門要員は、最新の会計及び監査諸制度に対する理解が深められ、監査業務の品質の向上だけでなく、社会的使命を果たすべく意識への働きかけが可能となり、組織としての監査に対する風土の醸成が可能となるものと考えております。
指針4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	当監査法人では、監査計画におけるリスク評価に役立てるため、定期的又は必要に応じ、監査役等を含む被監査会社の経営陣と有意義な意見交換を実施しております。

	指針	当法人の適用状況
指針4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	内部及び外部からの通報は、早期に被監査会社等における不正の兆候を発見することが可能になることがあります。被監査会社等の役職員が、不正に関わる情報についての通報を自発的・積極的に行うためには、通報者の立場・利益が確実に擁護されることが担保され、自発的な通報を行うモチベーションが担保される仕組みの制度設計・整備・運用が不可欠であります。当監査法人では、内部通報等の窓口としてホットラインをホームページ内に設け、通報内容を品質管理委員会に伝達するものとしています。その際、通報者の保護を配慮し慎重に扱うこととしております。

原則5 「透明性の確保」

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

	指針	当法人の適用状況
指針5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	本原則への取組み及び対応状況について「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において、当監査法人のウェブサイトにおいて公表するとともに、業務及び財産の状況に関する説明書類についても、同サイトにおいて公表しております。
指針5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
	・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において記載しているとおり、経営方針を明確化するとともに経営管理の適正に構築しております。
	・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において記載しているとおり、経営方針を明確化するとともに経営管理の適正に構築しております。

	指針	当法人の適用状況
指針5-2	・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	当監査法人は、監査品質の確保とその持続的な向上を果たすべく、売上至上主義を目指しておらず、既存のクライアントへのサービスを最重視するとともに、小規模な組織の特性を生かし、構成員の情報共有及び意思の疎通がスムーズになされ、その結果、監査法人全体として専門的能力を高めることに寄与することが可能となっております。
	・ 監査法人における品質管理システムの状況	当監査法人では、品質管理システムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するため、品質管理システムの監視委員会によるモニタリング活動を行っています。品質管理システムの監視委員会は、監査事務所としての品質管理システムが適切に整備され、有効に運用されていることを日々継続的に監視する日常的モニタリング活動を実施するとともに、所定の品質管理の方針及び手続に準拠して、個々の監査業務が実施していることを検証する定期的なモニタリング活動を実施しております。日常的モニタリング活動では、基準及び法令等の品質管理システムへの反映状況、独立性保持の手続の実施状況、職業的専門家としての能力開発状況、監査契約の新規締結及び更新の状況などを検討しております。定期的なモニタリング活動では、品質管理のシステムの監視委員会の委員が、監査業務を検証の対象として選定し、実施しております。
	・ 経営機関等の構成や役割	当監査法人の組織体制といたしましては、法人全体の意思決定機関たる社員会、品質管理全般を統括する機関としての品質管理委員会及び品質管理システムの監視機関としての品質管理システムの監視委員会を設置しており、さらに倫理委員会等も整備・運用しております。このうち最高意思決定機関としての社員会では、経営理念・経営方針・業務執行社員及び審査担当社員の選任・監査等契約の承認または非承認等が決議され、また品質管理委員会及び品質管理システムの監視委員会においては、品質管理全般に関する統括・監査マニュアル等の整備・専門的な見解の問合せのみならず日常的モニタリング活動及び定期的なモニタリング活動に関する統括的な管理が実施される体制を構築しております。

	指針	当法人の適用状況
指針5-2	・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	当監査法人の組織体制といたしましては、法人全体の意思決定機関たる社員会、品質管理全般を統括する機関としての品質管理委員会及び品質管理システムの監視機関としての品質管理システムの監視委員会を設置しており、さらに倫理委員会等も整備・運用しております。また、当監査法人では、選任された独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価する者と、その役割について、文書にてその役割を明確化するとともに、その実効性を検証する体制を構築しております。
	・ 法人の業務における非監査業務の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	監査人の独立性を維持する観点から、監査契約の相手先に対して非監査業務の提供は実施しない方針であります。また、働き方の選択を制限してはならないとする働き方改革の趣旨も斟酌し、当監査法人の構成員には兼業や副業を認めておりますが、そこで得られた知識や経験が、監査法人での業務にプラスの効果を発揮できる体制を採用しており、そこでは業務にマイナスの影響がでないことを前提としております。さらに、これらの方針に対して、利害関係の有無及び独立性に対する懸念がないことを定期的に確認する体制を構築しております。
	・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	当監査法人は、監査業務の遂行に際し、適切な情報セキュリティを実践することの重要性を認識しており、セキュリティ・ポリシーを初め各種情報セキュリティ関連規則を定めております。これにより、情報漏洩、不正利用等の防止施策を整備・運用し、監査業務で入手した各種情報は法人外へ漏洩することのないようにしております。またすべての構成員に対し、情報セキュリティ関連規則の理解及び遵守している旨の誓約書の提出を義務付けるとともに、定期的にモニタリングを実施することにより、情報セキュリティ関連規則の遵守状況を確認しております。
	・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	監査業務における品質管理を適正な水準に維持させるためには、当監査法人に帰属する構成員による自己研鑽のみならず、組織として一定のレベルを維持するための研修も含めた人材育成体制を整備することは非常に重要です。そのため当監査法人では専門要員に対し、年間40単位以上の研修受講義務を定めるだけでなく、法人指定の必要な研修を履修する体制を構築しております。こうした研修により、当監査法人の専門要員は、最新の会計及び監査諸制度に対する理解が深められ、監査業務の品質の向上だけでなく、社会的使命を果たすべく意識への働きかけが可能となり、組織としての監査に対するあるべき風土の醸成が可能となるものと考えております。

	指針	当法人の適用状況
指針5-2	・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	当監査法人の財務的な側面からの考察においては、特に問題となる事項はないものと判断しており、また、社会的影響度の高い事業体で、特定の被監査会社で、報酬依存度が15%を超える会社はありません。
	・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	当監査法人では、海外子会社を有する被監査監査については、必要に応じて海外子会社等の監査を実施する等の対応をしております。
	・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組の実効性の評価	監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組の実効性の評価については定期的実施するとともに、必要に応じて適正な取組を行うこととしております。
指針5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	
	・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	グローバルネットワークに加盟していないため該当はありません。
	・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）	グローバルネットワークに加盟していないため該当はありません。
	・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価	グローバルネットワークに加盟していないため該当はありません。
	・ 会計監査の品質の確保その持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	グローバルネットワークに加盟していないため該当はありません。

	指針	当法人の適用状況
指針5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	当監査法人では、主要なクライアントの経営者や監査役等とのコミュニケーションを行い、そこで得た情報を積極的に活用することにより、監査現場における監査業務の品質の向上に努めております。また、独立性を有する第三者と協力し、監査品質の向上に向けた施策を講じております。
指針5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当監査法人は、品質管理システムに関する方針及び手続が適切かつ十分であり、有効に運用されていることを合理的に確保するために、品質管理システムのモニタリング及び改善プロセスを定めております。また、統括代表社員による品質管理システムの評価について、定期的に会計年度末を基準日として実施することとしております。
指針5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	当監査法人は、監査品質のマネジメントに関する年次報告書を当監査法人のホームページにおいて情報開示し、資本市場の参加者等からの問合せについては品質管理委員会が窓口となり、社員会において適正な対応をすることとしております。

暁 監査法人

■大阪事務所

〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町1丁目5番9号 ゼニヤベストビル4階

TEL 06-6266-1113

■本部

〒662-0971 兵庫県西宮市和上町5番29号 パラツィーナ和上304

TEL 0798-61-5205

<https://akatsukiaudit.com>